

退職記念論文

ドイツにおける協会組織の歴史の変遷に関する私論

有賀 郁敏ⁱ

ドイツの協会組織 (Verein) に関する歴史的考察は重要である。その理由は協会やクラブがドイツの市民社会を構成する不可欠な要素となっているからであり、協会組織を歴史的に探究することは、今日のドイツの協会やクラブの性格と機能を社会との関係において理解するうえで欠かせないプロセスと言えるからである。「歴史とは現代と過去のあいだの終わりのない対話」(E. H. カー) なのだから。もっとも「社会との関連」と記してみたものの、それを学問的に理解することは簡単ではない。本稿では、ドイツにおける協会組織の歴史の変遷をめぐり、「社会的なもの」(the social) という用語を導きの糸に考察してみたい。「社会的なもの」には多様な意味があり、しかもそれは普遍的な概念というより、それぞれの歴史的位相のなかで機能転換が生じることもある。この点は、われわれに対し協会やクラブの歴史像を紡ぎ出すうえで複眼的思考を要請するのであり、その成果はドイツスポーツ史研究の新たな機軸を打ち立てるための、なほどうかの補助線ともなるだろう。

キーワード：ドイツ、協会組織、「社会的なもの」、社会国家、トゥルネン、スポーツ、歴史学

はじめに

私は最近 (2023年3月)、ドイツの協会組織 (Verein) の歴史的な性格ならびに日本の新自由主義構造改革のスポーツへの影響に関する論文を書き、編著として刊行した¹⁾。私の研究対象は、主として、以下の3点に集約される。第1に三月前期・1848/49年革命期から第2帝政創設期頃までの協会組織の歴史の変遷、第2にナチズム期、分断国家以降の現代ドイツのトゥルネン・スポーツ組織の特質、そして第3に現代日本社会、新自由主義・新保守主義、余暇・スポーツの動向分析である。その際、協会組織における秩序形成と公共性 (圏) 問題、協会組織における「社会的なもの」(the social)・社会国家と余暇の連関、ナチズムの「均制化」の内実とスポーツ組織への影響、新自由主義構造改革と新保守主義 (新保守主義による新自由主義の弥縫) の結合に伴うスポーツ活動への影響、そして対抗軸としての新福祉国家とケアの思想を分析の視点に据えてきた。

研究では研究対象に適した分析の視点が選定されるものだが、しかしそれらが常に等式で結ばれるわけではなく、まして予定調和的でもない。研究対象に対する分析の視座が複数存在し、それらが交錯することはしばしば生じるのであり、この点は歴史研究も例外ではない。それどころか、「歴史とは、歴史家とその事実のあいだの相互作用の絶えまないプロセスであり、現在と過去のあいだの終わりのない対話である²⁾」とした E. H. カーの人口に膾炙された命題に立ち返るまでもなく、現代的課題と自覚的に向き合うなかで過去に対する問題

i 立命館大学名誉教授

意識とともに通説に対する評価になにほどこかの変化が生じることもある。近代以降のドイツのトゥルネン協会の歴史的探究に取り組んできた私だが、新自由主義構造改革の社会への浸潤に対するクリティカルな視点を通じて、協会組織をめぐる歴史意識と問題設定の内実がより鮮明になり、出来事の歴史的な構造的性を抽出するうえで有益だった。その点では、歴史研究と現代課題の考察は、私にとっては「本店」と「夜店」のようにきれいに切り分けられるものではない³⁾。

本稿では、主として協会組織をめぐる歴史研究の課題について、上記編著所収論文の要点を踏まえながら、私にとって研究面で重視されるべき諸点を概括してみたい。

1. 「社会的なもの」と社会国家の政策と機能

上述した論文では、分析の際の導きの糸として「社会的なもの」と社会国家に関する理論を援用している。これは協会組織の性格と機能を複眼的、多面的な視点から理解するためである。本稿でもこの点を最初に触れておこう。

(1) 「社会的なもの」(the social) の理解

「社会的なもの」とは、市野川容孝が指摘しているように、「社会」と区別と連関において捉えられるべき概念であり、それは『『自然』に回収されず、『個人』以上の何ものかを指し示す言葉』である⁴⁾。「社会的なもの」は、一方で人間としての最低限の生活の保障をはじめ各種社会保険、雇用・教育の保障、格差是正という市民的自由権に社会権を加味したカテゴリーであり、歴史的には市場をはじめ国家から相対的に自立した市民社会の誕生を契機に、19世紀後半以降の社会国家化の過程で注目されてきた問題解決的シューマである。ヨーロッパでは工業化・都市化・人口増加などにより貧困、失業、福祉、健康、教育、治安等にまつわる「社会問題」が発見され、それらの解決策と結びついた「社会的なもの」への注目が集まりはじめる。そこでは啓蒙思想に依拠した脱宗教的な学問（科学・技術など）への期待が表明され、これら学問は「社会問題」の解決にむけて人々を束ねる新たな秩序原理となったのである。

他方でしかし、このような秩序原理は平等の理念を外皮にしつつ、同時に画一化に向けた排除の機制、すなわち社会防衛のための異物の排除と縁辺化あるいは規律訓練化を促す契機ともなった⁵⁾。「受益者と想定されたものの自由を脅かすものが、自由を保証する法的手段自身である」という西欧福祉国家のジレンマの端緒を読み取ることができるだろう⁶⁾。「社会的なもの」には、このような複層的な意味が混淆しているのである。

(2) 「社会的なもの」に対する疑問・批判

「社会的なもの」に対しては、それが国家の経済政策、社会政策などと連関するがゆえに様々な疑問や批判が展開されてきた。ここでは特筆すべき5つの知見を簡単に紹介しておこう。

第1に、「社会政策学会」(Verein für Sozialpolitik: 1873年10月発足)に対するマックス・ヴェーバーの批判である。同学会はドイツの資本主義の発展にともなう社会問題・労働問題の解決などを目的に設立されたが、ヴェーバーは「社会問題」の解決をめぐる学問の在り方を通じて「社会的なもの」が抱え込まざるを得ない性格を浮き彫りにしている。

グスタフ・シュモラーを中心とする社会政策学会の主流派は、「政治」と「科学」の連携、すなわち国家援助のための社会改良を重視し、こうした動向に対しヴェーバーは「価値自由」論 (die Wertfreiheit) において経

験科学、価値判断の在り方を批判的に対置する⁷⁾。すなわち、「価値自由」は認識世界と実践世界との媒介環であり、事実認識 (Sein) と価値判断 (Sollen) を厳格に区別したのである。もっとも、ここからヴェーバーが科学的認識過程から価値評価を排除した (科学の没価値性) と一面的に理解すべきではない。「価値自由」は科学的認識 (科学) の資格を制限づけ、価値領域の独立性と尊厳性を論証し、価値次元の復権をはかることにある。この点は反転して価値評価が科学によって予定調和的に導きだされてはならないことを含意している。ヴェーバーは価値自由の分析と価値判断とを区別したうえで価値基準の選択を個人に求めたのである⁸⁾。とはいえ、ヴェーバーが「社会的なもの」を批判免疫的に理解していたわけではないことは明らかであろう。

第2に、20世紀前半の「オールド (新) 自由主義」(Ordoliberalismus) からの批判である。オールド自由主義は秩序 (Ordnung) 自由主義とも呼ばれているが、極度な社会的平等性は連帯や競争を疎外するものとして批判の対象となる。すなわち、人びとは不利益から社会的に保護されることによって自分の生活以外には無関心となり、政治的なものや公共性を見失う。それゆえ差異化と分断なしに機能しない競争原理を最も重視するオールド新自由主義にとって、社会的な調整は連帯を阻害しないように、極小化する形でなされなければならない⁹⁾。ちなみに、ルートヴィヒ・エアハルトの「社会的市場経済」(Soziale Marktwirtschaft)、また後で触れるドイツのスポーツ団体に対する「補助性 (ないし自治助成) 原理」(Subsidiaritätsprinzip) もこうした流れのなか位置づけることができるだろう。

この点と関連して第3に、フリードリヒ・ハイエクによる批判的見解である。ナチズムあるいはスターリニズムに対する評価が象徴するように、ハイエクは国家エリート主導の仕組みを「個人の自由選択」を否定する「隷属への道」として厳しく批判した。「社会を管理するという途方もなく巨大な任務が可能になるためには、当局は各人が持っている能力や性格の多様性を、簡単に相互交換できるユニットとしてのいくつかのカテゴリーに押し込め、微細な個人の相違は意図的に無視せざるをえないのである¹⁰⁾」。「社会的なもの」が社会的性格を有することは上述したとおりだが、ハイエクは人間の合理的思考を疑問視し、可謬主義の観点からケインズの積極的経済政策と対峙する。「社会的なもの」の視点から医療、福祉、教育などの予算を手厚くすることは福祉国家の特徴の一つと言えるが、ハイエクの新自由主義理論はこのような国家主導の政策展開に異議を唱えたのである。ちなみに、ハイエクの理論がマーガレット・サッチャーのバイブルとなったことは周知のとおりである。

第4は、ハンナ・アーレントによる批判である。アーレントは「社会的なもの」をオールド自由主義あるいは後述のシカゴ学派のように公的部門の負荷を問題視するというより、「人間の複数性」を念頭に「政治的なもの」(失われた政治的な原理の復権、代替的な政治秩序の構想) との対比における「社会的なもの」の病理を批判する。すなわち「社会的なもの」の過剰により人びとの国家への依存が高まってゆくことに対し警鐘を鳴らす。こうした事態は官僚主義的・権威的画一的暴力を導出する全体主義の温床と化すのであり、個々人の市民的自由と多様性が棄損されると見なした¹¹⁾。アーレントにとって「社会的なもの」は、制度の物神化を通じて経験世界の主体的営為が棄損される点で人間の危機が胚胎する領野なのである。

最後にシカゴ学派の新自由主義からの批判である¹²⁾。シカゴ学派によれば、自由主義の核心は個人の尊厳に対する信念、すなわち各人が自分で定めた基準に従って自分の機会と能力を最大限に生かす自由に対する信念である。その人の能力にふさわしい地位を達成することを妨げるような、また人がそれぞれなりに持っている価値観によって達成したいと追求する人生を妨げるような、どんな恣意的な障害も許されるべきではない。このような新自由主義的な理念が「社会的なもの」と対立することは、現代日本を含む今日の新自由主義構造改革の特徴を見れば明らかであろう。

(3) 「社会的なもの」に対する再評価—連帯・ケア思想への着目

上記の「社会的なもの」に対する批判が存在する一方で、新自由主義構造改革の病理に対する対抗の観点から「社会的なもの」への再評価がなされるようになってきた。そもそも、企業社会的伝統により福祉国家的要素に乏しかった日本では、福祉国家の負荷からの脱却を促す新自由主義構造改革を通じて、公共領域の縮小、労働と生活のダメージをより深刻化させた¹³⁾。厚労省は「地域医療構想」（2014年）を通じて、公共・公的病院の統合、診療科の縮小、入院ベッド数の削減などを強行してきたが、COVID-19はこのような日本の医療提供体制あるいは保健所機能の脆弱性を白日の下に晒したのである¹⁴⁾。「資本主義をその内側から正すために、資本主義のなかでこそ力をもつべき」概念として「社会的なもの」と関連する思想・理念が見直されてきたのは、ある意味で歴史的必然性があった¹⁵⁾。

たとえば、エミール・デュルケムの連帯概念、連帯主義への着目である。連帯は兄弟愛的な性格を持つ仲間内の論理、仲間の敵という排除の機制を含む友愛と異なり、異質な他者を排除しない、排除されないという普遍性を持つ概念として把握されている¹⁶⁾。デュルケムは近代化過程で生じる分業に対して肯定的であり、この点は分業（労働の分割）を人間の疎外との関連で捉えるカール・マルクスとは異なっている。つまり、分業の進展に伴う個人化の傾向を相互依存関係の増大という脈絡で積極的に捉え、それを「有機的連帯」として近代社会の本来の姿として理解するのである¹⁷⁾。個人は差異化されているがゆえに集団としての集合力、相互依存関係が生まれるのであり、連帯は近代社会における魅力あるユートピア、すなわち現代の新自由主義に基づく市場の等価原理、個人化と自己責任化の強要を克服していく新たな社会的な結びつきとなる可能性をもっている。

連帯はケア思想とも密接に関連する。岡野八代は新自由主義の価値観（交換価値がその人の価値）から劣位におかれているケア実践を「ケアと受け手と与え手の人格に関わる関係性をより良好に築いていくための、よりよい『開放的』なケア関係を構想」している¹⁸⁾。個体的能力観や自己責任に慣れ親しんだ者にとって市場における「等価交換」は当然のこととされ、反対に努力していない（ように見える）者への富の配分は肯定されにくい。たとえば、障がいを持つ者の人格に関わるような直接的なニーズに応答することは非効率と映るからだ。それゆえ、そうした資格や条件に関係なく、どんな場所や状況でも活かせるかわり合いの場としてケアを位置づけることは新自由主義に対する対抗の次元となるのである。ケア思想はしたがって、個体的能力観に還元してしまう新自由主義ディストピアをからの転換を射程化するものであり、そこに連帯に基づく条件整備などの「社会的なもの」が関与するのである。

(4) 「社会的なもの」と「社会国家」

ドイツの協会組織の歴史的探究に際しては「社会的なもの」に関する理論動向とともに、社会国家（Sozialstaat）の中身も重要となる。

社会国家は、「市民の自由を抑圧し、長期間自らを破産させる扶助国家か、あるいは社会的保障と社会的統合に向けた国家の義務に背き、同様に長期間危険にさらされる夜警国家となる¹⁹⁾」とあるように、時に相対立する機能をもつ国家である。「社会国家は、社会保障という考えでは、従順な臣民にたいする扶助という解放期以前の古い理念とも結びつく。それはさらに個人に対する社会的統制の強化に、あるいは社会を上から操作する手段として悪用されると同時に、社会での依存関係を減らし、窮乏からの解放により実質的自由を拡げながら、人間の社会的自律を増大させる道具として利用される。扶助と参加の二重性に、またその機能と作用がもつ両義性に、社会国家の危険とチャンスが同時にひそんでいる²⁰⁾」というゲルハルト・A・リッターの定義はこ

の点を端的に示している。ちなみに、ドイツの社会国家には先述した「補助性（ないし自治助成）原理」があり、それは私的自治の確立のもと市民の自由と自己責任を強調し、「福祉国家」の「扶養国家（生活保障国家）」（Versorgungsstaat）化を否定するといった「福祉国家」の後見主義からの脱却を目指す仕組みであり、ドイツの社会国家の重要な環である。

福祉国家の後見主義からの脱却は、社会国家のなかに排除の機制があることを暗示している。社会国家には連帯に基づいた成員全員が社会的安全の配分に関与するという平等主義、普遍主義的側面とともに、特定のグループや個人に対して一定の基準のもとで包摂と排除をおこなう選別主義の側面も存在している。ナショナリズムの時代には、社会国家は「国民・社会国家」に姿を変え、ここでは国民の囲い込みにおいて「社会問題」は国民形成の手段と化し、国民国家の内部に「内なる境界」が引かれる。「社会的なもの」は国家的秩序形成の「共犯者」となって階級闘争を抑制するのである²¹⁾。人種、ジェンダー、障がい者等の排除の優生学等の「科学」による正当化、人間＝国民としての価値序列の確定と強化は、本来普遍的であるはずの連帯や平等の理念が正統なネイションのフィルターで濾過された意味に再定義されるのである。

このような「社会的なもの」そして社会国家の性格は、協会組織の活動をどのように規定し、そして影響を及ぼしているのだろうか。

2. 協会組織の現代的性格

(1) 現代の協会・クラブをめぐる法制度

1946年5日に制定されたドイツ基本法（Grundgesetz）は、戦後のドイツ連邦共和国（西ドイツ）における国民統合の要である²²⁾。基本法第1章（基本権）第9条において、「すべてのドイツ人は、社団及び団体を結成する権利を有する」（第1項）と明文化されているように、結社の自由は国民の権利であり、それはスポーツクラブにも該当する。しかし、この条文のすぐあとの第2項で「結社のうちで、その目的若しくはその活動が刑事法律に違反するもの、又は、憲法秩序若しくは諸国民のあいだの協調の思想に反するものは、禁止される」と謳われているように、結社の自由に対する制約が付記されている。この点はナチズムを歴史的教訓化した「戦う民主制（民主主義）」（streitbare Demokratie）と関連しており²³⁾、基本法18条には、「自由で民主的な基本秩序に敵対すべく〔意見表明の自由、集会・結社の自由などを〕濫用する者は、これらの基本権を喪失する」とあり、それは「戦う民主主義」の内容を表現する規定と考えられている。

この点と関連して、「公の社団の権利規定に関する法律（いわゆる結社法）」（Gesetz zur Regelung des öffentlichen Vereinsrechts; 1964年8月5日）において「社団の結成は自由である」（第1条第1項）としつつ、続けて「結社の自由を濫用する社団に対して、公の安全又は秩序の保持のために、この法律に準じてのみ介入することができる」と規定されている（第2項）。また、第3条には「社団は禁止官庁の処分を通じて、その目的若しくは活動が刑法に違反する、あるいは憲法秩序若しくは諸国民の協調の意思に反することが確定したときにはじめて、禁止されたものとして取り扱うことが許される。この処分において社団の解散を命じることができる」と明記されている（第1項²⁴⁾）。結社法の本質は、「結社の自由」の包括的な保障というより、むしろ法治国家における民主的な秩序保持のために必要な社団禁止実施の有効性の確保、およびそれを満たす手続きにあるといえる²⁵⁾。

ドイツ民法典（Bürgerliches Gesetzbuch）は、権利能力のある社団に関する規程を謳っている。多くのスポーツクラブの名称に付されているe.V.（eingetragener Verein²⁶⁾）は登記社団、つまりドイツ民法上の「権利

能力のある社団」を意味する表記で、これによりスポーツ施設建設等のために起債や信用をはじめ、各種減免制度、自治体の補助等を受けることが可能になる（第65条他）。ちなみに、ドイツのスポーツクラブは社会国家における法的安定性のなかで自由や民主主義という法治国家の利点を行使しうる主体である。もっとも、社団が法治国家の枠組みを前提として権利能力を取得できるがゆえの制約も存在する。たとえば、登記申請をした社団に対する区裁判所の検査に際し、提出された登記書類や定款における社団の目的または活動が刑法、あるいは憲法上の秩序または国際協調という考え方に反する場合、結社は禁止されると謳われているように、社団が権利能力を取得するうえで法治国家における法秩序を遵守し、組織の体制内化を前提とすべきことは当然と見なされる²⁷⁾。国家の秩序維持は制度的には法の執行という形で行われる以上、社団に対しては基本法で謳われた人格的自由や結社の自由の保障とともに、法治国家（社会国家）ゆえの秩序形成の一翼を担うべきことが予定されているのである。

(2) スポーツクラブ機能の構造転換

このような社団（結社）に関する法制度的枠組みのなかで戦後（西）ドイツのスポーツ団体は活動を展開してきた。加えて、連合国の「スポーツの政治的浄化」にも指摘されているように、「非軍事化」と「非ナチ化²⁸⁾」は国家の共通の指導的指針であり、1950年に唯一の全国組織（州連盟と種目別連盟）として設立されたドイツスポーツ連盟（Deutscher Sportbund: DSB²⁹⁾）は、こうした占領政策のなかで「スポーツの統一性」「党派的政治的中立性」「スポーツの自主管理（自主的市民のイニシアティブ）」「スポーツの政治的自治」を基本方針にスタートすることになる。それは連邦政府等からの各種助成を可能ならしめた「パートナーシップの原理」とともに、スポーツ運動の公共的性格を踏まえ、それをスポーツ政策として支援する戦後（西）ドイツ社会国家の独特なスポーツ体制の特徴を示している。他方で、DSBは戦後西ドイツの資本主義復活を前提とした国民統合システムに組み込まれ、かつての労働者スポーツ運動の階級的性格やそれと結合した政治要求、あるいは対抗文化の形成とは訣別する。しかもこの方針は分断国家のなかでより一層強固となる。すなわちドイツ民主共和国（東ドイツ）の国家的スポーツ機関やドイツトゥルネン・スポーツ連盟（DTSB）が、戦前の（赤色）労働者スポーツ運動の遺産継承者として自負し、DSBの非政治的スタンスを反ファシズムの観点から痛烈に批判したからであった。

「社会的なもの」との関連では、社会民主党のブランド連立政権の人間的な労働環境と生活環境を政策目標とした国内改革「構造政策と空間秩序」を通じて余暇・スポーツは社会国家政策の一環として推進され、DSBは余暇・スポーツ政策のなかで教育・健康・青少年問題・労働・都市政策等と有機的な関係を強めながら、包括的な「総合社会政策」的側面を担うことになった。ちなみに、日本にも影響を与えた「ゴールデンプラン」「トリム運動」が推進され、いわゆる市民スポーツが大きく発展する。また、ドイツ労働総同盟（DGB）の労働時間の目標設定や「連邦休暇法」の制定＝資本側の「労働力の回復と再生」の視点を孕みつつ、市民社会における余暇の受け皿としてのスポーツクラブへの期待が寄せられた。これらは社会国家におけるスポーツクラブの社会政策的な機能を示すものである。

しかし、ドイツの社会国家は21世紀に入り、ゲアハルト・シュレーダー政権の「アジェンダ2010」（Agenda 2010）のように社会国家の重荷（財政負担）を念頭に公的分野からの撤退が目立ち始めた。前述したようにドイツ社会国家には「補助性（自治助成）原理」が存在し、それは「扶養国家（生活保障国家）」化の否定と社会国家の後見主義からの退却を暗示していたのであり、グローバル資本主義に伴う自己責任（活性化される国家）、すなわち新自由主義構造改革との相性も悪くない。国家が担ってきた財政負担の代替・国家と社会

の新たな関係性の構築，社会関係資本の増大と社会統合の再構築の観点から，協会は市民参加（ソーシャル・ガバナンス）に支えられた「福祉の複合体」（行政の不作為に対する下支え）として機能が期待されたのである³⁰⁾。

このようなドイツのスポーツクラブのシステムは，東ドイツの崩壊とドイツ連邦共和国への再編（吸収と併合：1990年10月3日）によって転換を余儀なくされる。DSBにしても1950年に設立された当時のような自由も自立性はもはや存在しない。政治的な制約とならんで経済的側面がますますスポーツを支配するようになる。クラブや協会も市民が組織するスポーツに加え民間企業が組織する商業スポーツ，プロスポーツという第二のエージェントが台頭してきた。高度競技力（エリート）スポーツの成功とプロ化の展開に際しては国家的，民間による巨額な助成，マーケティング，スポンサーシップが不可欠だからである。多くの連盟はこうした国家や民間の支援なしに存在できず，協会や連盟は市民的結社あるいは市民社会の組織というよりも，国家と民間スポンサーさらにはメディアの好感や援助に依存し，その結果，自由，自立，自己決定が危険にさらされているのである³¹⁾。

では，このような協会組織やクラブの性格がどのような歴史の変遷のなかで形成されてきたのだろうか，「社会的なもの」の理解を促すいくつかのモチーフを考察しておこう。

3. 近代以降の協会組織をめぐる論点

(1) 中間団体の歴史的な性格—国家との関係

日本との比較において，ドイツの中間団体は歴史的に強固な組織的基盤を形成してきた。この点は，ドイツの近代化過程において教養市民層の市民性が十分には広がらなかった根拠の一つであり，ひいてはナチズムの水脈を理解するための補助線ともなっている。中間団体は近代化のなかで影響を受けたものの市民的結社に全面的に取って代わられたわけではなく，市民的結社の内部にかつてのコルポラティオンの慣習が残存し，かつ機能することもあった。たとえば，「営業の自由」の進展にともないツフト制度が弛緩し始めたとはいえ，（旧）市民層たる親方・手工業者らが育ててきた伝統的慣習や権限の行使が完全に解体したわけではなく，むしろそれらは市民的結社にも受け継がれている。また，職人による職斡旋，職人裁判権の確立，賃上げ闘争，病氣職人の世話，死者供養などの相互扶助の確立等ももとより，しばしば生じる暴力にしても手工業者による自治を表象すべきサブカルチャーとしての意味をもっている。ドイツ手工業者が名誉にこだわったのは，彼らが同職組合や職人組合という均質的な集団を形成し，これを自治的に機能させ，自らを律しようとしたからに他ならない。そこから，都市上層や下層ないし賤民と区別する，あるいはこれら諸階層と対抗する都市中間層のもとに働く者たちの倫理規範をつくりあげたのである³²⁾。

ドイツでは市民的結社の設立以前に，教会，ゲマインデ，参事会という公的団体の他に経済的，政治的，宗教的，道徳的，社会的な私的団体，諸ゲノッセンシャフトが存在していた。これらコルポラティオンは集団的自助の手段として社会改良にも関与したが，その理由は，こうした中間団体が全面的に発達した産業社会の内部矛盾を克服し，個人の生存を保障し，革命を防止できると評価されたからである。国家の社会的活動は社会の側の自由な結社のもつ補足的な働きや自治を促進し，また社会問題の解決のために万人の参加で補完し，加えて国家側の政策にしても増大するプロレタリア下層民の社会的抗議や解放を求める運動への弾圧だけではなく，「働く階級」の保護を組み入れた社会の緊張緩和対策を講じたりもした。

オットー・V・ギールケによれば，ゲノッセンシャフトには「官憲的に擬制されたそして生命を与えられた，

警察的に認可されそして後見」される、つまり「国家に従属的な構成部分として挿入され、諸権限を国家の認可から導出」という制約が存在していた。つまり、18世紀以降の学生諸団体や手工業諸結社に垣間見られる秘密的、退廃的な社交や集會に際し、官憲は阻止的、制限的に介入し、フェアアイン（協会）の慣習と社交を官憲の認可と監督に従属させたのである。プロイセン一般ラント法（Allgemeines Landrecht für die preussischen Staaten:1794年）にも謳われているように、「諸学校」（各種学校、博物館、医学諸機関等）にしても、直接、間接の国家の営造物（国家の諸企画）として現れ、上から任命された理事者たちを通して、国家的な上級指揮のもとに管理された³³⁾。

ちなみに、国家学者であり伊藤博文が後に大日本帝国憲法を制定するうえで影響を与えたローレンツ・V・シュタインは結社を市民的自由の本質的要素として位置づけたうえで、プロレタリアートの階級対立が激化するなかで、国家援助による社会改革の意義を主張する³⁴⁾。社会問題を解決するのは、個人に依拠する社会運動でも社会革命でもなく、国家である。それゆえ、職業団体は集団的自助の手段として社会改良に積極的に参加すべきであり、社会改良は全面的に発達した市民社会の内部矛盾を克服し、個人の生存を保障し、革命を防止できる。国家の社会的活動は、もちろん社会の側で自由な結社のもつ補足的な働きや自治を促進し、また社会問題の解決に万人が参加することによって補われねばならない。国家の政策も増大するプロレタリア下層民の社会的抗議や解放を求める運動へのあからさまな弾圧だけではなく働く階級を保護すること、たとえば児童労働の制限立法や貧困の厳しい地域で時折実施された雇用創出措置を通じて社会の緊張を和らげる対策を講じたのである。

要するに、各邦の立法と行政実務は結社に対し必ずしも抑圧的ではなく、カールスバート決議（1819年）を契機とする19世紀前半の制限的規定と比べても18世紀においては大幅に結社の自由が認めてられていたこと、ただしこのような結社の自由は政府の統治を補完しようとする結社の姿勢と、それを歓迎し結社を保護しようとする政府の態度によるものであり、結社と政府の関係は原則的として友好関係にあった。結社における身分差別を克服した平等関係の実践は、身分制度秩序に対する平等や友愛を重んじる秘密結社のユートピアであり、たとえば、フリーメイソンの会所では入会費や会費、慈善基金等を支払い証明書が発行されるが、それは信用供与に値する会員としての証明であるとともに、エリート主義的な排除の規制を物語っている³⁵⁾。

(2) 黎明期の市民的結社の類型と機能³⁶⁾

カール・ヴェルカーは近代化が徐々に充進するなかで、アトムの個人に対する自由な結社による公共心の涵養に焦点を当てている。コルポラツィオンやゲノッセンシャフトと関係を持ちながら性格を異にしていく自由な結社に対し、そこに公共心の涵養、ロマン主義とポリツァイの結合を読み取り次のように類型化した。①教養市民層による市参事会行政の補填：愛市協会、②君侯の庇護の下で新たな教養を希求：読書協会、③フリーメイソンを下地にした貴族と市民の兄弟愛的組織、身分的障壁を超えた市民社会形成：秘密結社、④インフォーマルな行動組織：排他的・階梯的組織、⑤愛国的ブルシェンシャフト：政治討論サークル、⑥決闘など学生の悪弊を廃止し他の市民結社と交流、代議制による民主主義：学生の改革運動、⑦美徳連盟など反ナポレオン・民族的抵抗精神と公共心を涵養、大衆運動的性格：民族的・政治的支援団体³⁷⁾。

自由な結社は国民と国家の活動と陶冶、福祉と力のつねに新鮮な源泉であり、国家のもろもろの制度と目標を、つねに国民の自由な生活と結びつける。それは、最下層身分に属する粗野な人々をも含めてあらゆる個人に、より高い、より普遍的な目的と法を示すことにより、人々を陶冶し規律化し、倫理的に教化する力をもつ。それはとりわけ、高次の生活原理、つまり最も偉大なるものの源泉としての公共心を発展させるという中間団

体に対する評価は、上述したドイツの協会組織と「社会的なもの」の関係の原型ともいえるだろう。

ドイツでは近代化の進展のなかで、「健康」という概念が社会的な統制・生産過程の領域へと自らを埋め込みはじめ、公衆衛生という近代的概念には貧民の生活様式を嫌悪したブルジョア市民層による、疾病や疫病を防ぐための環境に配慮した市民としての能力を要求する道徳性が含意されていた。ベルリンで1830年代以降、間歇的に生じたコレラの流行は、プロレタリア化しつつある下層貧民に対する市民層の恐怖と嫌悪を背景に、都市衛生実施主体、つまり衛生警察等の国家の医へ介入の課題やコレラ騒動における都市の安寧秩序を問題視した道徳改革論など「健康と病気の政治化」過程でもあった³⁸⁾。ヴォルフガング・カシューバも指摘しているように、結社は人々との関係を活かして社会的、地域的に分断されていたミリューを結びつけるとともに、社交を通じて道徳的に規定された生活様式を参加者に要請したのであり、しばしばそこに市民的と非市民的な境界線がひかれた³⁹⁾。

この点はトゥルネン史においても言えることである。そもそもトゥルネンはコルポラティブなプロト工業化社会の強力なツフツト秩序から近代国民国家への、ある種の通過段階を形作ったのであり、かたくなに規則づけられたツフツト制度から自由な資本主義的経済秩序への手工業段階の「解放」は、トゥルネン協会における余暇消費の新たな形態を通じて受け入れられた。人々は、これら協会において同時に手工業者の古き伝統を広範に育み、またその社会的存在の新たな意味、すなわち祖国と国民を発見することができた。トゥルネンの集団内における平等性は「男らしさ」を表象する道徳的な自己陶冶と若者を教化（加工）するための啓蒙と結びついた⁴⁰⁾。詳細を省くが、トゥルネン協会が担った自主（義勇）消防団（freiwillige Feuwehr）の活動は、19世紀を通じて（都市によっては20世紀に入っても）地域の消防救援活動という究極の秩序形成を担う点で、協会に課せられた規律訓育的側面を象徴している⁴¹⁾。

このような協会組織の倫理的な秩序形成のプロセスは、他方で独特な様式を通じて会員をふるいにかけるのであり、加えて結社の政治的「中立」という原理原則が組織内の最適化を促すために特定の階層や思想を結社の外部へ放逐するようになる。この点はしかし、既存の協会に対するオルタナティブ（思想と運動）のうねりを生み出すきっかけともなるのである。以下、この点を見ておこう。

(3) マルクスのアソツィアツィオン、対抗運動

カール・マルクスフリードリヒ・とエンゲルスは『共産党宣言』（1848年）のなかで「階級と階級対立のうえに立つ旧ブルジョア社会に代わって、各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件であるような一つの協同社会が現れる」とし、市民社会の構造そのものを止揚し、将来的にはそれにとって代わる社会を構想した。「自由な諸個人が協同意思にもとづいて活動や物件を結合することによって形成する社会」としてアソツィアツィオンが理解されたのである⁴²⁾。このような思想と運動は、社会（民主主義）的な対抗的ムーブメントの源流としての性格を持つものと理解してよからう⁴³⁾。ちなみに、マルクスのアソシエーション論に関しては、いわゆる「自由の国」という国家（の止揚）との関連で、国家をアソツィアツィオンの一形態とすべきかどうかの是非にとどまらず、『ドイツ・イデオロギー』などの初期マルクスにおける個人性・人格問題、さらにはアソツィアツィオンと自由時間の意義、さらに生産力・生産様式との連関からエコロジーの問題等へ広がる射程がある⁴⁴⁾。

このようなマルクスらの対抗運動に対しては、1848/49年革命の経験を踏まえた社会改良策の必要性（経済領域におけるレッセ・フェール主義との距離）、教養市民層を担い手とする上級官僚層による社会改良策が立ちほだかった。社会改良にむけた国家の介入ならびに中間団体に期待されるビスマルクの一連の社会政策、社会保険制度改革等がそれであり、社会民主党、社会主義的自由労働組合運動の中新間層への浸透を防ぎ、社会主義

的労働者組織を社会問題解決に向けた協同組合組織へ転換させ、労働世界の秩序と教化をはかるための立法化も進められる。全ドイツ労働者協会を創設（1863年）したラサールのように、ビスマルク政策と連携してブルジョアジーとたたかうという路線はこのような状況下で実現し、また「ゴータ綱領」（1875年）をきっかけにした社会主義思想内部における分岐・対立のこうした流れのなかに位置づく⁴⁵⁾。この時期に目立ってきたドイツトゥルネン連盟（Deutsche Turnerschaft；DT）の官民一体化の傾向にしても協会組織に期待された社会改良の動向と無関係ではない。しかし、それは同時に社会（民主）主義思想の青年層への広がりへの抵抗による協会からの排除を生み出すきっかけともなったのである。

社会主義鎮圧法（Sozialistengesetz）の制定（1878年）はこうした流れにとって決定的な出来事となった。この法律によりすべての社会民主主義的な組織ならびに集会在禁止され、刊行物は検閲に付された。青少年層の社会民主主義への感化を危惧していたトゥルネン協会側は、同法を梃子に労働者会員に対する社会的差別化、連盟傘下の協会からの追放、排除を進めることになる。しかし、ビスマルク失脚と連動した社会主義鎮圧法の失効（1890年）により、多くの労働者がDT傘下の協会から脱会し、独自に「労働者トゥルネン同盟」（Arbeiter Turnerbund；ATB）が4000名のトゥルナーの参加をもって創設される（1893年）。ここでの対抗運動で特筆すべき点は、会員同士の共同性、相互実践的な連帯、帰属意識、社会的承認というDTでも重視された事柄に加え、労働者の経済的、社会的困難、高度に工業化された社会で働く青少年の経済的苦境を直視し、長時間労働、低賃金の是正といった労働運動と結合した点である。

もっとも、このような対抗的な労働者スポーツ運動においても、連帯の範囲がさしあたり男性会員であった点を見逃してはならず、女性が正会員として認められるには至っていない。また、地域によっては反ユダヤ主義の観点から、ユダヤ人会員に対する締め出しもあり、労働者トゥルネン・スポーツ運動の内部にさらなる対抗運動のムーブメントが芽生えていた点を看過すべきではない。

4. 国民社会主義（ナチズム）による余暇の組織化⁴⁶⁾

「社会的なもの」との関連で、最後に国民社会主義（ナチズム）の余暇政策について触れておこう。

ナチズムの統治のありようをめぐる、山口定はナチズム（ファシズム）の「近代化論」あるいは「擬似革命論」（保守主義的根本感情と激しい変革の意志）について論点を整理しているが、協会組織を「社会的なもの」との関連で考察しようとする本稿の問題意識からすれば、近代化の文脈でナチズムの社会政策どのように理解できるのかという課題と重なってくる⁴⁷⁾。山口はナチズムを工業化の推進のみならず、社会国家を構成する労働厚生政策との関連で次のように論じる。「ドイツ労働戦線の厚生政策などの民衆統合への努力のなかに、ファシズム体制化の『福祉国家』問題もしくは一ドイツで一般的な見受けられる言い方でいえば『社会国家』問題を見出すことさえ可能である」と⁴⁸⁾。山口はここで「社会国家」問題を具体的例示しているわけではないが、「社会的なものを」19世紀後半以降の社会国家化の過程で注目された問題解決的シエーマであると見なす本稿からすれば、近代化問題は避けられない論点の一つである。

近代化との関連ではデトレフ・ポイカートの知見が傾聴に値する。ポイカートは「古典的近代の諸矛盾」の帰結、すなわち科学技術の無限の可能性への信頼を基礎とした進歩に対する楽観と、その進歩が引き起こす人間性の破壊と社会的・文化的無規範状態の現出という両義性を把握したうえで、この矛盾をはらんだ「古典的近代」の頂点にヴァイマル共和国を位置づけ、これら「近代のプロジェクト」に対する猛烈な反動がナチスの登場をもたらしたと結論づけた。この「近代の二律背反」を通じて得られた命題は、ナチズムを一方向的にドイ

ツ社会史に連綿とつづく強烈な反近代感情の噴出と見なしたり、逆に手品師まがいの詭弁を弄してその周辺の悪魔性を免罪したうえで、唐突にもそれを革命的な近代化のパラダイムに仕立てあげたりしたのでは、ナチス体制の日常の現実を歴史的に正しく理解することはできないという問題提起でもある⁴⁹⁾。ポイカートの時代診断はドイツの「特殊な道」(Sonderweg)の評価と関連し、なぜドイツにナチズムが誕生したのかという歴史家論争で浮き彫りになった深刻な問いへの応答でもあり、戦争責任論の土台を形成している⁵⁰⁾。ちなみに、スポーツ史との関連で付記すれば、コンラート・アデナウアー政権をはじめ戦後ドイツで名声を博したカール・ディームに対し、ナチズム統治下の暴力性や罪過を濾過したディーム像の再検討がなされ、学界からの批判的考察とともにドイツ各地にある「カール・ディーム通り」の名称変更等としても顕在化した。また、今世紀に入り強制収容所（絶滅収容所）におけるスポーツや文化の様相を剔抉しようとする研究も刊行されており、ここに凡百の研究者が見逃してきたスポーツ史研究の新たな地平を垣間見ることができるのである⁵¹⁾。

ところで、ヴァイマル時代より推し進められた労働と民族あるいは生物学的資質と結びついた各種政策が優生思想的な側面を持っていたことは、「病人、醜悪な人間、劣等人間の掃による人間社会の浄化」(グロートヤーン)という生存に値しない生命を特定化する科学、あるいは「劣等分子」の非人間的排除の場ともなった冬季救援事業(ボランテア)による福祉事業等の社会政策に表れていた⁵²⁾。これらの点は体育・スポーツ政策や運動にも影響を及ぼさずにはおかないが、近代科学に含まれる教育(身体科)学、心理学、衛生学、そして「最終解決」(die Endlösung der Judenfrage)の学問的な根拠となる優勢思想を含んだ科学(健康で優れた身体評価)がヴァイマル期に存在していた事実をわれわれは閑却してはならない。「健康」を介した生活世界への権力の浸透を目指す社会国家との連関で体育・スポーツ機関、協会、クラブ等の性格と機能が検討されなくてはならない⁵³⁾。

このようなナチズム統治戦略のなかに余暇政策が位置づくことは明らかである。ナチズム(イタリアのファシズム)は余暇を通じて広範な民衆に擬似的解放をもたらしたが、ドイツ労働戦線(Deutsche Arbeitsfront; DAF)の歓喜力行団(Kraft durch Freude; KdF)が担った余暇政策は擬似革命的な大衆運動的側面を色濃く含んでいる。KdFはナチスの大衆運動のなかで最も成功した政策だったが、人気の理由はKdFが強制組織ではなく、その活動への参加が原則として自由意思にもとづくものだった点にあり、「非政治性」と「政治からの自由な空間」がナチ体制への合意を形成するうえで効果的な回路となったのである。もっとも、DAFは労働組合すべてを解散することで余暇・スポーツを労働者ミリューと切り離したのであり、余暇の提供が同時に欲望や要求の実現と引き換えにした労働者や生活者への国家介入であり、余暇・スポーツ政策による人びとの社会的包摂と秩序形成であった点を看過してはならない。こうしたソフトな介入は、一方で医療体操や健康スポーツといった健康へのある種の「権利」を万人に保障しながら、他方でそれを梃子に人びとに対して「規律訓練」を課し、健康や労働能力の増進という価値を内面化させたのである。しかも、このような労働者の私的領域の社会化が労働者の「自発的参加」をとともう自己調整(下からの社会化)を媒介にすすめられたことも指摘しておこう。まさに、「均制化」(Gleichschaltung⁵⁴⁾)の機能としての、大衆社会化が充進する状況下でのヘゲモニックな同意調達がはかられるメカニズムである。

フランツ・ノイマンの次の指摘はこのようなKdFの機能を端的に言い当てている。「自由な余暇は国民社会主義と調和するものではない」「余暇を労働の単なる補助物にしてしまうことが国民社会主義の公式的余暇哲学である」「労働者を強大な組織のなかに追いやり、そこに埋没させること、かれらの個性を剥奪すること、一緒に進軍させ、歌わせ、歩かせはするが、決して一緒に考えさせはしないこと、これである⁵⁵⁾」。

人々の心のなかに擬似解放感を生み出す余暇の機能、したがって余暇政策のマヌーバを余すことなく示して

いる。

新自由主義時代の歴史研究—おわりにかえて

新自由主義構造改革の病理が社会へ浸潤するのと照応し、「歴史的なもの」があらためて評価されてきた事態についてはすでに論じた。このことはしかし、歴史学に対する人々の意識や態度にもなほほどの影響を及ぼさないわけにはいかない。

日本における新自由主義構は公共部門の収縮とともに、その矛盾を弥縫する新保守主義イデオロギーとの融合を特徴としている。新自由主義の徹底した自己責任、すなわち個体に帰属する能力観に立脚すれば、まっとうな権利要求や国家に対する社会的責任の追及は秩序を崩す「特権」の行使であるかのように受け取られるのであり、生活保護受給者、マイノリティ等の社会的「弱者」を敵として容赦なく攻撃する怨嗟に満ちたネットの書き込みにしても、こうした人々の倒錯した意識を映し出している。その際、動員されるのが「日本」であり、それを守る側（正義の側）に自身を位置づける意識操作は、新自由主義の強権性の中で「排除されない自己」を安堵させるうえで好都合なイデオロギーである。戦争責任をめぐる歴史修正主義や歴史否定論の広がり、このような人々の意識を土壌にしていることは明らかであろう。

南塚信吾は21世紀に入り「脱歴史」「脱歴史時代」が到来している状況を前にして、あためて「歴史はなぜ必要なのか」を語っている。南塚によれば、かつての「歴史をいかに学ぶのか」という問いではなく「歴史を学ぶ」こと自体への必要性が極小化しているとし、その要因として「ポスト『冷戦』」「ポストモダン」「ポスト真実」を挙げている⁵⁶⁾。加えて、現代社会ではAI、SNS等の情報・コミュニケーション様式から派生した歴史的・学問的事実に対する軽視が加わった。SNSは市民社会におけるコミュニケーションツール拡充の側面を持つとともに、学問的にはヘイトと虚栄にまみれた歴修正主義や歴史否定論の手段にもなりうる⁵⁷⁾。確かに、歴史家であっても状況（社会）に規定されているのであり、ランケの歴史（実証）主義（Historismus:公文書至上主義、史料の拝跪）に象徴される事実崇拜が難じられ、歴史実証など所詮不可能だと揶揄する事態を理解できないわけではないが、このような「偽の等価性⁵⁸⁾」をもたらしかねない趨勢に流されてよいわけではない。日本の戦争責任を否定して自存自衛の戦争として正当化する歴史修正主義が歴史研究にとって有害なのは、史実に対する学問的な手続きを踏まえた批判ではなく、自らの知見を絶対視し史実を裁断、偽造しても構わないという居直りの態度そのものにある⁵⁹⁾。

このような現状肯定的な意識や態度は時代の理解という点で時代区分の課題とも連動する。小谷汪之は「時代区分という場合には、政治、経済、文化などのすべての側面を含む、1つのトータルな時代というものを想定し、長い歴史的時間を、そのようなものとしての、いくいつかの時代に区分することを意味する」「時代区分というのは、1つの全体としての時代が認識可能であるという前提のうえにはじめて成り立つもの」と論じている⁶⁰⁾。また、エリック・ホブズボームが資本主義と啓蒙主義を通じて包括性を担保した歴史像と客観的な時代区分が獲得されると語っているように⁶¹⁾、ある歴史認識に対する検討と批判が歴史像のみならず時代区分のありように対しても影響を及ぼすことは十分に考えられる。史的唯物論による歴史の発展法則の図式や戦後歴史学⁶²⁾、あるいは「近代」をアプリアリに進歩と解放の視点から理解する近代化論に対する文化人類学、社会史（日常史）などからの批判を通じて近代的時間意識の相対化がなされ、それぞれの「構造」の内部での固有な時間認識、時間の観念の多様性が強調された⁶³⁾。加えて、哲学の世界から発したポストモダンや「言語論的転回」が、世界の認識はすべて言語からなるのだから己の解釈こそが正しいという解釈理論次元における自己充

足的な理解の意義を浮き彫りにした⁶⁴⁾。硬直化した「学説」、ドグマを克服するうえで有効な視点を持つ「言論的転回」だが、しかし歴史家の不断の学問への取り組みがある種の「物語」に過ぎないという点に注目が集まれば歴史修正主義との距離は思いの外小さく、科学的な真理の規準よりも審美的な基準がまさってしまうように思われる。

ポストモダンと関連し、単なる管理・抑圧ではなく、人の生命を増殖させながら管理統制する「生 - 権力」という新たな権力概念によって歴史研究に衝撃を与えたミシェル・フーコーにしても、その学問的貢献を踏まえてもなお、主体の意志を超越した非人格的な権力が社会のすべてを捉えつくすという社会分析は、歴史研究からすると一考を要すると言わなくてはならない。たとえば「監獄の誕生」をめぐっても、そもそもそのような監獄が実際に存在したのかということもあるが、むしろ規律化という概括的言説への還元主義によって状況を説明することは不正確であり、そこには逸脱的社会層を取り巻く個別的な刑罰制度や警察・行政組織の具体相があることを見逃してはならない⁶⁵⁾。

われわれは歴史をどのように理解すべきなのだろうか。コッカは「特殊の道」や歴史家論争を視野に入れつつ、「歴史に代わって物語が、洞察と啓蒙とに代わって楽しみとイマジネーションが、解明に代わって演出が、登場してくる」とポストモダンによる啓蒙批判の問題点を指摘する。「歴史的な原因・連関・影響の認識を、経験的に自己を裏づける、批判的な、主観を超えた通用力を求める努力する解釈を、もし放棄するならば、伝説や神話、偏見や操作がまかり通る真空が生まれ、測りしがたい結果を生むであろう⁶⁶⁾」というコッカの歴史認識は、歴史学のみならず社会科学者すべてに向けられた警句として受け止めるべきだろう。

時間と空間をめぐっては大門正克らの理論が参考になるだろう。大門は時間を区切ることの意義を「人びとや地域の歴史との往復関係に求めたい」としたうえで、「それぞれの人びとや地域の経験を内包し、重層的な変化の層を含み、差異化と平準化の双方への留意を怠らずに矛盾的认识をもって描かれた時期区分、資本の文明化作用と国民国家の二つの契機によって規定されながら、時間と空間の重層的な構成のうちに進行する近代という時代区分」を推奨する⁶⁷⁾。岸本美緒も普遍客観的な時間の自明性を疑うと同時に、それぞれの地域が「孤立した閉鎖的な宇宙として併存しているわけではない」ことも重視し、その上で新しい時代区分論は外部に向かって開かれながら自己組織・自己再編を繰り返す、いわば「半開きのシステム」のぶつかり合いの脈動としてとらえることを提起する⁶⁸⁾。ここに見られる時間と空間の重層的な構成には、せめぎ合いの場を生きる人びとの構造と切り結んだ歴史的営為があることも確認しておこう。それは反転して、民衆の反秩序的欲求の拠点となる民衆文化は容易に抑制しえないゆえに、新たな支配のための戦略的核心ともなるのである⁶⁹⁾。

ポストモダンはスポーツ研究にも影響を与えてきた。たとえばスポーツ史研究において外来理論の保護膜に包まれたある種の自己充足的叙述への傾斜や高揚感がなかつただろうか。これらの研究がスポーツ史研究に新風を吹き込んだことは間違いないが、「中心と周縁」「近代と後近代」という捉え方に対しても、そこを起点に歴史を裁断してしまえば、危機に直面した人びとや諸地域の「矛盾の重層化」への視点は失われ、個々の歴史の地層をリアルに描きだすことは難しい。この点と関連し、高津勝は次のように論じている。「民衆の世界は国家や資本によって一元的に掌握されるものではなく、家族や友人関係、地縁組織の連帯や相互扶助、自発的な結社などに支えられていて、そこには対抗や逸脱、自律の契機が存在していた」「民衆スポーツ史もまた、スポーツにおける抑圧と解放、主体の形成と社会刷新の諸契機を、歴史の全体性とのかわりにおいて『構成』し、『想起』することをめざすのである」と⁷⁰⁾。この文面からは、従前のスポーツ史研究を振り返りながら「民衆スポーツ史」にかけた高津の認識命題を読み取ることができるだろう⁷¹⁾。

「歴史を学ぶ」こと自体への必要性が極小化している「脱歴史時代」の到来は、思考自体の困難さを物語って

いる。ポストナショナリズムにおける普遍主義について、「それ〔普遍主義〕は、自分の生存形式を他者の生存形式の正当なる主張に照らして相対化すること、また、異質な者や他者に対して、彼らの特異なところや理解できないところもあわせて同じ権利を認めることであり、自分のアイデンティティを一般化し、硬直した態度にならないこと、自己のアイデンティティから外れるようなものを特に排除しないようにすること、寛容の幅は今日よりもずっと広いものにならなければならないこと、—これらすべては道徳的普遍主義である」と論じたハーバマスの識見は重要性を加速化している⁷²⁾。

われわれは歴史と状況に対する傍観者として、ひたすら「業績主義」の無原則の氾濫のなかに墮してしまえば、学問そのものが新自由主義構造改革の歯車と化してしまうだろう。協会組織研究に取り組んできた私だが、「諦観のなかにも能動の契機」⁷³⁾を見出しうる視座を持ち続けたいと思う。

注

- 1) 有賀郁敏編『スポーツの近現代—その診断と批判—』ナカニシヤ出版、2023年。この本で私は、「トゥルネン・スポーツ組織の歴史的 성격」（第2章）、「東京パラリンピックと新自由主義—個体的能力観から「能力の共同性」へ—」（第15章）と題する2論文ならびに前者と関連したミヒャエル・クリューガー氏の論文、「ドイツにおけるトゥルネン・スポーツ組織の生成と展開」（第1章）を共訳している。
- 2) E. H. カー『歴史とは何か』（近藤和彦訳）岩波書店、2020年、43頁。
- 3) 周知のように、丸山眞男は日本政治思想史研究を研究の「本店」と捉え、現実政治の分析は「夜店」として比喩的に語ったことがある。丸山が日本政治思想史研究の重要性を認識し、他方で「丸山政治学」という他称を虚構として閉口し、「一日もはやく夜店をたたんで本来の仕事に帰りたい」（傍点：有賀）と述べたことは事実である。丸山眞男「原型・古層・執拗低音—日本思想史方法論についての私の歩み—」『丸山眞男集第12巻』岩波書店、1996年、110-111頁。しかし、代表作『現代政治の思想と行動』がそうであるように、丸山が現実政治の探究自体を軽んじていたという評価は、少なくとも正確ではない。丸山は「そもそもファシズム『体制』とは何かとか、日本ファシズムの制度面とかの問題にあまり立ち入らなかったのは、いわゆる夜店に属するテーマもなるべく本店のアプローチに引きつけて書くという意識があったから」だと語っている。「夜店と本店と—丸山眞男氏に聞く—」『丸山眞男座談9』岩波書店、1998年、292-293頁。ただし、丸山の研究にはなほほどの階層性が存在しているように思われる。
- 4) 市野川容孝『社会』岩波書店、2006年、iiiv-ix 頁、35-36頁、194-199頁。市野川容孝・宇城輝人編『社会的なもののために』ナカニシヤ出版、2013年、ix-x 頁。
- 5) 市野川容孝「社会的なもの、政治的なもの、文化の分節と接合—近現代ドイツを例として—」『社会思想史研究』No. 34、2010年、74-77頁。
- 6) ユルゲン・ハーバマス『近代の知的ディスクルス I』（三島憲一他訳）岩波書店、1990年、510頁。
- 7) マックス・ヴェーバー『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』（富永祐二・他訳、折原浩補訳）、岩波文庫、1998年。佐藤春吉「M. ヴェーバーの文化科学と価値関係論（上）—M. ヴェーバーの科学論の構図と理念型論—多元主義的存在論の視点からの再解釈の試み—（その1）—」『立命館産業社会論集』第48巻第3号、2012年、1-17頁。
- 8) 山井敏章『「計画」の20世紀—ナチズム・〈モデルネ〉・国土計画—』岩波書店、26-27頁。
- 9) 市野川容孝『社会学ヒューマニティーズ』岩波書店、2012年参照。
- 10) 「計画化が公けに掲げている目標は、人間が単なる手段であるということをやめるべきだ、というものだが…計画社会では個人はかつてないほど単なる手段となり、『社会の福祉』とか『共同体の利益』といった実体のない概念に奉仕するように、当局によって利用される存在となってしまうのである。」フリードリヒ・ハイエク『隷属への道 ハイエク全集 I 別巻』（西山千明訳）、春秋社、2008年、122-123頁。

- 11) ハンナ・アーレント『人間の条件』（志水速雄訳）ちくま学芸文庫，1995年，62，70頁。
- 12) ミルトン・フリードマン他『選択の自由』（上・下）（西山千明約）講談社文庫，1983年，上巻，276頁。
- 13) COVID-19下の日本の医療提供体制の脆弱性が白日のものとなった。日本の企業社会と新自由主義の関係については，渡辺治『企業支配と国家』青木書店，1991年。渡辺他編『<大国>への執念——安倍政権と日本の危機』大月書店，2014年参照。
- 14) この点とスポーツとの関連については，以下の拙稿を参照。Ikutoshi Aruga, COVID-19, Tokio 2020 und die Krise der Öffentlichkeit in Japan: Aporien der Gesellschaft iund des Sports durch den Neoliberalismus, in: *Sport und Gesellschaft*, Vol. 18, issue 1, 2021, S. 65- 80. Aruga, Ikutoshi, Reflections on Modern Japanese Society and Tokyo 2020: Authoriatian Contorol and Social Integration, in: Antorreias Niehaus and Yabu Kōtarō (Eds.), *Challenging Olympic Narratives, Japan, the Olympic Games and Tokyo 2020/21*, Egon Verlag, Baden-Baden 2021, pp. 285-301.
- 15) 市野川容孝・宇城輝人編『社会的なもののために』ナカニシヤ出版，2013年，ix-x 頁。
- 16) もっとも，友愛を連帯と同様に普遍的価値として捉える見解もある。小林正弥『友愛革命は可能か—公共哲学から考える—』平凡社新書，2010年。
- 17) エミール・デュルケム（宮島喬他訳）『社会分業論』講談社学術文庫，1989年，215-216頁。ジャック・ドンズロ『社会的なものの発明—政治的熱情の凋落をめぐる試論—』（真島一郎訳）インスクリプト，2020年，12-13頁。
- 18) 岡野八代「ケア／ジェンダー／民主主義」『世界』2022年1月号，93-106頁。
- 19) Sozialstaat, in: *Staatslexikon, Recht · Wirtschaft · Gesellschaft*, Freiburg · Basel · Wien 1989, S. 72, 73.
- 20) ゲルハルト・A・リッター『社会国家—その成立と発展—』（木谷勤他訳）晃洋書房，1993年，15頁。
- 21) この点については，辻英史他編『歴史のなかの社会国家—20世紀ドイツの経験—』山川出版社，2016年。川越修・矢野久『明日に架ける歴史学—メゾ社会史のための会話—』ナカニシヤ出版，2018年参照。
- 22) この点では多様な政治秩序と結びつくナショナリズムとは異なっている。この憲法パトリオティズムをはじめ戦後ドイツの民主制のありようを再検討した労作として，山井敏章「第二次大戦後のドイツの制度改革と『民主制』の危機—M. ライナー，プレジウスの社会分析と『制度理論』に寄せて—」『立命館経済学』第68巻第5・6号，2020年，262-284頁。
- 23) 高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集 第5版』信山社，2007年，216頁。ちなみに，同じく「結社の自由」を明文化したヴァイマル憲法（2019年8月11日）にはこうした結社に対する予防措置的な文言はない。前掲書，139頁。
- 24) G. Schnorr, *Öffentliches Vereinsrecht. Kommentar zur Vereinsgesetz*, Köln · Berlin · Bonn · München 1965, S.62.
- 25) 法律が予定する当面の禁止対象が「基本法に対する攻撃的な姿勢をはっきりと打ち出した」団体であったとしても，そこに自己規律を媒介にした「萎縮効果」が生まれる。結社法は2001年に改正されるが，改正の動機として，社団の禁止対象と見なされてきたネオナチ組織に加えて，国際テロリスト集団の隠れ蓑になっているという過激派宗教共同体への対処も，とりわけ2001年9月のニューヨークの同時多発テロを契機に重視されてきたことが挙げられている。初宿正典「ドイツの結社法における宗教・世界観団体の地位—1964年法とその改正を中心に—」樋口陽一他編『日独憲法学の創造力 上巻』信山社，2003年，401-433頁。
- 26) たとえば，ドイツブンデスリーガで最強を誇るFCバイエルン・ミュンヘンはFC Bayern München e. V. という名称である。
- 27) ディーター・ライボルト『ドイツ民法総論—設例・質問を通じて学ぶ—』（円谷俊訳）成文堂，2008年，374-375頁。
- 28) 「非ナチ化」（Entnazifizierung）をめぐるのは，有賀郁敏「ウクライナ危機とスポーツに関する省察—『非ナチ化』の教訓—」『立命館産業社会論集』第58巻，第1号，2022年，49-66頁。

- 29) DSBは2006年5月にドイツオリンピック委員会（NOK）と組織合併し、ドイツオリンピックスポーツ連盟（DOSB）と改名した。
- 30) 有賀郁敏「ドイツ社会国家における余暇・スポーツ政策—20世紀ドイツ史の一断面—」真田久他編『体育・スポーツ史にみる戦前と戦後』道和書院, 2013年, 169-195頁。
- 31) ミヒャエル・クリューガー「ドイツにおけるトゥルネン・スポーツ組織の生成と展開」有賀郁敏編, 前掲書, 2023年, 第1章参照。
- 32) 佐久間弘典『若者職人の社会と文化—14~17世紀ドイツ—』青木書店, 2007年参照。
- 33) オットー・フォン・ギールケ『ドイツ団体法論第1巻 ドイツゲノッセンシャフト法史第四分冊』（庄子良夫訳）信山社, 2015年, 29頁, 32-34頁。
- 34) 柴田隆行『シュタインの社会と国家—ローレンツ・フォン・シュタインの思想形成過程—』御茶ノ水書房, 2006年, 372-373頁。同「ローレンツ・フォン・シュタインの自治理論の学説史上の位置」『東洋大学社会学部紀要第四六巻二号, 2008年, 223-224頁。
- 35) Lothar Gall, Liberalismus und bürgerliche Gesellschaft. Zu Charakter und Entwicklung der liberalen Bewegung in Deutschland, in: Ders. (Hrsg.), *Liberalismus*, Königstein/Ts. 1985, S. 173-176.
- 36) 有賀郁敏「西南ドイツにおけるトゥルネン協会運動—1840年代のシュヴァーベンを中心に—」有賀郁敏他著『近代ヨーロッパの探究 8 スポーツ』ミネルヴァ書房, 2002年, 145-197頁。有賀郁敏「ドイツ初期協会運動の性格と役割—19世紀前半の西南ドイツを中心に—」阿部生雄他編『多様な身体への目覚め—身体訓練の歴史に学ぶ—』アイオーエム, 2006年, 278-301頁。
- 37) 村上淳一『ドイツ市民法史』東京大学出版会, 1985年, 128-130頁。
- 38) 川越修『ベルリン王都の近代』ミネルヴァ書房, 1988年参照。
- 39) ヴォルフガング・カシューバ「ドイツにおける市民性—象徴的实践としての文化—」ユルゲン・コッカ『国際比較・近代ドイツの市民—心性・文化・政治—』（望田幸男監訳）ミネルヴァ書房, 2000年, 64-68頁。ルートヴィヒ・ホフマン『市民結社と民主主義』（山本秀行訳）岩波書店, 2009年参照。
- 40) 有賀郁敏「ドイツ初期協会組織における秩序形成—黎明期のトゥルネン運動を中心に—」有賀郁敏他編『現代スポーツ論の射程—歴史・理論・科学—』文理閣, 2011年, 180-208頁。
- 41) 有賀郁敏「初期トゥルネン協会運動における社会参加と相互扶助—トゥルナー消防団の活動を中心に—」山口定他編『現代国家と市民社会—21世紀の公共性を求めて—』ミネルヴァ書房, 2005年, 258-282頁。
- 42) ここで訳出されている協働社会（あるいは結合体）の原語はアソツィアツィオン（Assoziation）である。『マルクス・エンゲルス全集』第4巻, 大月書店, 496頁。これと類する言葉はマルクス, エンゲルスの他の著作等でも使用されている。マルクス『哲学の貧困』（1847年:全集190頁）, 『資本論草稿集1』139頁, 『資本論草稿集4』419頁。『資本論』第3部第6編（全集）エンゲルス『家族, 私有財産および国家の起源』（1884年:全集21, 112頁）
- 43) 『マルクス・エンゲルス全集』第四巻, 大月書店, 496頁。同宣言にある協働体（アソツィアツィオン）の空疎な抽象性をはいし, 「集団的形態」の「個人的所有」基礎づけた研究として, 篠原敏昭「『共産党宣言』の共産主義像—「個人的所有」と「協働体」—」篠原敏昭他編『共産党宣言—解釈の革新—』御茶ノ水書房, 1988年, 30-31頁。田畑焄『増補版マルクスとアソシエーション—マルクス再論の試み—』新泉社, 2015年, 第1章参照。もっとも, ラサール派に対するマルクスの批判が象徴するように, 社会（民主）主義の潮流に分歧と対抗があったことは言うまでもない。
- 44) 田畑, 前掲書。大谷慎之介『マルクスのアソシエーション論』桜井書店, 2011年参照。19世紀における協同組合運動の展開に関しては, 山井敏章『ドイツ初期労働運動史研究—協同組合の時代—』未来社, 1993年参照。
- 45) 綱領に国家財政支援による国家生産協同組合が位置づけられた点をマルクスは批判している。ラサール派とアイゼナハ派の対立ならびに生産協同組合を軸にした「人民国家」（未来国家）構想の内実と挫折に関しては, 山

井敏章「人民国家－未来国家－社会国家－19世紀ドイツの労働運動における社会変革構想－」『立命館経済学』第47巻・第2・3・4号，1998年，188-205頁。この点は，今日の新自由主義構造改革に対する新福祉国家を構想する上で示唆的である。

- 46) 有賀郁敏「国民社会主義統治下の余暇・スポーツ－KdFとSA－」唯物論研究協会編『現代のナショナリズム－哲学的な解説－』青木書店，2003年，189-207頁。有賀，前掲書，2013年，169-195頁。
- 47) 山口定『ファシズム』岩波現代文庫，2006年，345-356頁。
- 48) 山口，同上書，347頁。
- 49) デトレフ・ポイカート『ウェーバー－近代への診断－』（雀部幸隆・小野清美訳）名古屋大学出版会，1994年，60-65頁，158頁，200頁。ポイカートは別著において，「アウシュヴィッツ」を可能にしたものへの問い（主題）を出発点に，「歴史家論争」をめぐる学問的課題を整理している。ポイカート『新装版 ナチス・ドイツ－ある近代の社会史－』（木村靖二・山本秀行訳）三元社，1997年，420-424頁。
- 50) このような論理は歴史家論争が物語るようにドイツの戦争責任論に連なっている。ちなみに，ナチスの歴史犯罪を「ドイツの戦争責任」として継承すること，この終わらなき努力はドイツにおける「民主主義の中核の本質」だとするナショナル・アイデンティティは確立している。高橋哲哉「終わらなき歴史責任－欧州の現在と日本（上）」『世界』2022年9月号，153-163頁。この問題は本稿の範囲を超えるが，敢えて言えば一部の評論家らが戦後の日本の歴史教育を「自虐史観」だと断じた上で，日本の宿痾のごとく断罪する問題を浮き彫りにする。それは同時に戦後処理・戦争責任における日独の違いにも表れている。佐藤健生によればナチス，SSといった非軍人，科学者（ベルリンオリンピックで医長を務めたカール・ゲーブハルトもその一人），民間人，企業の強制等が裁かれたニュルンベルク裁判と異なり，東京裁判では軍人を裁くことに主眼が置かれたのであり，ここにナチスの不正，犯罪行為が全体として問題視されたドイツと問題の所在が結局は「戦争」に帰してしまっただけの日本との差異が示されているという。佐藤健生「何がどう異なるのか－日独の間で－」佐藤健生・ノルベルト・フライ編『過ぎ去らぬ過去との取り組み－日本とドイツ－』岩波書店，2011年，289頁。
- 51) 有賀郁敏「強制収容所の『スポーツ』－ナチズム・近代・ベルリンオリンピック－」『大原社会問題研究所雑誌』No.742，2020年，3-24頁。
- 52) この点に関しては，川越修『社会国家の生成－20世紀国家とナチズム－』岩波書店，2004年参照。池田浩士『ボランティアとファシズム－自発性と社会貢献の近現代史－』人文書院，2019年参照。
- 53) この点はヴァイマル期の労働者スポーツ運動にも該当する。同運動はナチズム期に解体を迎えるが，ナチズム成立以前において，第1に身体運動は労働者の健康を強化し，病気から遠ざけそしてそれによって完全に自然な方法で人生の幸福を増大させるべきこと。第2に，第1の結果として，より高度な人生の幸福は健全な思考・生活様式へと行き着くべきであり，また悪癖な習慣の回避を自明なものとするべきである。最終的に健康な身体の基盤にうえに健全で高貴な精神生活が実現し，そして一致結束した繋がりにおいて人間性の高度な発展のために協同で参加すべきなのであることが強調されている。この文章からはヴァイマル期におけるフェアアインの社会的・文化的機能の一端を読み取ることができるだろう。Hans-Joachim Teichler, Arbeitersport als soziales und politisches Phänomen im wilhelminischen Klassenstaat, in: Horst Ueberhorst, (Hrsg.), *Geschichte der Leibesübungen*. Band 3/1, Berlin1980, S.450.
- 54) Gleichschaltung: グライヒシャルトゥングはドイツ現代史研究では均制化・強制的同質化・一元化と訳出されているが，私は均制化を用いている。芝健介「ナチ体制下の中間層をいかに捉えるか－柳澤 治著『ナチス・ドイツと中間層－全体主義の社会的基盤』をめぐる一読書ノート』『大原社会問題研究所紀要』No. 717，2018年，48頁。
- 55) この点に関してはフランツ・ノイマンの著作は古典的労作である。フランツ・ノイマン『ビヒモス』（岡本友孝他訳）みすず書房，1963年，366-367頁。
- 56) 南塚信吾他編『歴史はなぜ必要なのか－『脱歴史時代』へのメッセージ－』岩波書店，2022年，序章。南塚は

別の著作で「歴史家とは、現在を生きながら、自己意識をもって未来に向かって人間である」と述べている。南塚信吾、小谷汪之編著『歴史的に考えるとはどういうことか』ミネルヴァ書房、2020年、247頁。南塚が論じる歴史（研究）に対する敬遠・軽視と現状肯定な態度は今世紀に始まったものではない。たとえば、丸山眞男は日本の思想が歴史的に構造化されない「構造」を喝破した。「過去は自覚的に対象化されて現在のなかに『止揚』されていないからこそ、それはいわば背後から現在のなかにすべりこむのである。思想が伝統として蓄積されないということ、『伝統』思想のズルズルべったりの無関連な潜入とは実は同じことの両面に過ぎない。一定の時間的順序で入ってきたいろいろな思想が、ただ精神の内面における空間的配置をかえるだけでいわば無時間的に併存する傾向をもつことによって、却ってそれらは歴史的な構造を失ってしまう」。丸山眞男「日本の思想」『丸山眞男集 第7巻1957-1958』岩波書店、1996年、199頁。

- 57) 歴史否定論は歴史修正主義とは異なる概念だが、論の性格や普及のありようなどを踏まえると共通項が少なくない。武井彩佳『歴史修正主義—ヒトラー賛美、ホロコースト否定論から法規制まで—』中公新書、2021年参照。
- 58) 武井彩佳「歴史否定論と陰謀論」『世界』2022年9月号、137-139頁。
- 59) この点に関しては、高橋哲哉『歴史／修正主義』岩波書店、2001年参照。
- 60) 小谷汪之「時代区分」樺山紘一編『歴史学事典6 歴史学の方法』弘文堂、1998年、240-241頁。この点に関して、芝原拓自は「歴史認識は、歴史そのものに即した自己の形象化をせまられているのであり、時代区分の仕方こそ、認識をとおしての史実の内的連関とその発展を論理的に再構成する、歴史認識の必然的な自己表現形態となる」と論じている。芝原「時代区分論」歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題1』青木書店、1974年、15頁。
- 61) エリック・ホブズボーム『市民革命と産業革命—二重革命の時代—』（安川悦子・水田洋訳）岩波書店、1968年参照。
- 62) もっとも、マルクス主義的な歴史認識を単純に理解してはならない。植村邦彦は市民社会を進歩として肯定的に捉えるヘーゲルとマルクスの歴史認識の差異に注目する。『経済学批判要綱』などを導きに糸にして、植村はマルクスの歴史認識の最大の特徴は発展段階論や進歩史観ではなく、資本によって構造としての世界史が創出されることを批判的に明らかにした点にあるとし、世界市場での資本の文明化作用が先行する諸形態を破壊・解体・再編成して、世界史という全体の構造をつくりあげた点に着目する。マルクスによる歴史・時間的序列とは、生産諸力の発展段階の論理的序列であり、単線的・継起的な諸段階ではない。この点での認識図式は、「文明」対「未開」でも、「進歩的ヨーロッパ」対「停滞的アジア」でもなく、マルクスは局地的固有な歴史発展を否定していないと植村は論じている。植村邦彦『「近代」を支える思想—市民社会・世界史・ナショナリズム—』ナカニシヤ出版、2001年、132-135頁。また、歴史の法則を必然として理解する点に警鐘を鳴らし、マルクス主義の立場から偶然性を組み込んだ「歴史の可能性」に言及している犬丸義一の指摘も重要である。犬丸義一「戦後日本マルクス主義史学史論—1950-1955年を中心に—」『長崎総合科学大学紀要』第25巻第1号、1986年、103-126頁。
- 63) 岸本美緒「グローバル・ヒストリー論と『カリフォルニア学派』」『思想』2018年3月号、87-88頁。姫岡とし子「ジェンダーの視点からみたヨーロッパ近代の時代区分」『思想』2020年1月号、73-90頁。スポーツ史におけるこの点と関連した研究として、池田恵子「英国女性スポーツ史研究にみるジェンダー空間の分析」『スポーツとジェンダー研究』14巻、2016年、58-69頁。
- 64) ヘイドン・ホワイトは歴史（科）学のテキストフィクションに立脚する文学作品との質的位相を否定しようとする。ヘイドン・ホワイト『歴史と物語』（海老根宏他訳）平凡社、2002年。
- 65) 安丸良夫は、フーコーの『監獄の誕生』を歴史家の視点で次のように批判的に捉えている。「フーコーは、具体的な資料を使ってディテールに即して論じているように見えて、じつは『近代精神と新しい裁判権との相関的歴史』というような抽象度の高い哲学的主題を展開しているのであり、歴史家の眼には哲学的深読みが過ぎるように見える。刑罰体形、裁判制度、警察機構、犯罪類型、逸脱的社会層の存在形態などについて、西欧と日本と

の歴史的背景のちがいをふまえて、フーコーよりも具体的な論理次元で論ずることが、おそらく歴史家の性に相応しい」。安丸良夫「『監獄』の誕生」『安丸良夫集4—近代化日本の深層—』岩波書店、2013年、119頁。

- 66) ユルゲン・コッカ『歴史と啓蒙』（肥前栄一他訳）未来社、1994年、216頁、230頁。望田幸男『ナチスの国の過去と現在—ドイツの鏡に映る日本—』新日本出版社、2004年、18-19頁。
- 67) 大門正克『歴史への問い／現在への問い』校倉書房、2008年、130-132頁。
- 68) 岸本美緒「時代区分論の現在」歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題 I 1980-2000年 歴史学における方法的転回』青木書店、2002年、74-90頁。岸本美緒「地域論・時代区分論の展開」歴史学研究会編『第4次現代歴史学の成果と課題2—世界史像の再検討』績文堂出版、2017年、3頁。
- 69) 安丸良夫「民俗の変容と葛藤」『安丸良夫著作集4—近代化日本の深層—』岩波書店、2013年、55-56頁。
- 70) 高津勝「民衆スポーツ史の可能性：伝統と近代を問う」『体育学研究』55、2010年、313-332頁。
- 71) 私はかつて「近代スポーツ」を含むスポーツの総体を、その矛盾と緊張関係を含んだ相互連関において、しかも歴史の全体性のなかで把握すること、また広範な人々の経験や生のありようを媒介にスポーツにおける歴史の形成力、主体形成の契機を見いだすことによって既存のスポーツ史像を変革していくこと、これがスポーツ史研究をすすめるにあたっての、われわれの認識目標である」と論じたことがある。有賀郁敏他著『近代ヨーロッパの探究8 スポーツ』ミネルヴァ書房、2002年、ii頁。歴史学とスポーツ史の連関については、有賀郁敏「歴史学とスポーツ史—歴史意識からの問い—」有賀郁敏他編『現代スポーツ論の射的—歴史・理論・科学—』文理閣、2011年、1-19頁。
- 72) ユルゲン・ハーバマス『遅ればせの革命』（三島憲一他訳）岩波書店、1992年、223頁。
- 73) 丸山眞男『日本の思想』岩波新書、1997年、187-188頁。

A Personal Review of the Historical Research on Associations in Germany

ARUGA Ikutoshiⁱ

Abstract : Historical studies of associations in Germany are important. Because associations and clubs have become an essential part of German civil society, historical research on the association system is an essential process to understand the contemporary character and function of German associations and clubs in relation to society. “History is an endless dialogue between the present and the past!” (E. H. Carr). Although we have spoken of “social relations,” it is not easy to understand them academically. In this paper, the concept of “the social” is considered as a guide to the historical development of associations in Germany. The term “the social” has a variety of meanings and, moreover, is not a general term, but can change function in each historical phase. This requires a multifaceted view of the historical picture of associations and clubs, and their findings can be used to help develop a new line of research into German sports history.

Keywords : Germany, Association, “the social,” social state, Turnen, sport, historical science

i Professor, College of Social Sciences, Ritsumeikan University